特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
15	固定資産税に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

狭山市は固定資産税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり，その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し，特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い，もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

埼玉県狭山市長

公表日

令和8年10月15日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税関係事務
②事務の概要	固定資産税関係事務とは地方税法等の法律に従い、賦課期日である1月1日現在に所有する固定資産（土地・家屋・償却資産）に対し課税され、納税義務者が納める固定資産税と都市計画税の課税事務のことを指す。 上記に関する事務のうち、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①固定資産課税台帳の整備事務 ②固定資産税、都市計画税の賦課事務 ③納税義務者からの特例、減免申請等に関する事務 ④名寄帳、評価証明書等の発行事務
③システムの名称	固定資産税システム、宛名システム、番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）、中間サーバー、eLTAX審査システム

2. 特定個人情報ファイル名
（1）固定資産税特定個人情報ファイル （2）宛名特定個人情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表24の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令　第16条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） （情報提供の根拠） 該当なし（固定資産税関係事務において情報ネットワークシステムによる情報提供を行わない） （情報照会の根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部　資産税課
②所属長の役職名	資産税課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	狭山市　総務部　総務課 〒350-1380　埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号 電話：04-2953-1111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	狭山市　総務部　資産税課 〒350-1380　埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号 電話：04-2953-1111

9. 規則第9条第2項の適用	[　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年10月15日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年10月15日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[○]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[○]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　]接続しない（入手）**	**[○]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業	**[○]人手を介在させる作業はない**	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　[] 内部監査　[] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		**[]全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	狭山市側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月1日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年8月1日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年11月15日	Ⅰ.関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一の16の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第16条	・番号法第9条第1項、別表24の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令　第16条	事後	
令和6年11月15日	Ⅰ.関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 該当なし（固定資産税関係事務において情報ネットワークシステムによる情報提供は行わない） （別表第二における情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（事務）が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの：27の項	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） （情報提供の根拠） 該当なし（固定資産税関係事務において情報ネットワークシステムによる情報提供を行わない） （情報照会の根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	事後	
令和6年11月15日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和6年11月15日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和7年12月26日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和6年10月1日時点	令和8年1月15日時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月26日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年10月1日時点	令和8年1月15日時点	事前	
令和8年9月29日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和8年1月15日時点	令和8年10月15日時点	事前	
令和8年9月29日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和8年1月15日時点	令和8年10月15日時点	事前	